

がいこくじん
外国人のための
せいかつ
生活マナーマニュアル

たぶんかきょうせい
～多文化共生のために～



それぞれの国や地域では、生活のルールやマナーが違います。

日本で生活していくために、日本や地域のルールやマナーを理解（知っ
て）して、必ず守って、誰もが安全で安心して暮らせるようにしましょ
う。

TOMISATO CITY



01

住宅街（家が集まっているところ）や
公園などで、騒音（うるさい音・大きな声）を
出してはいけません

＼騒ぐと／

- ・警察が来て警告（厳しい注意や指導）をされます
- ・警告に従わないと逮捕（捕まる）されることがあります



02

ごみは「もやせるごみ」「もやせないごみ」
「びん」「ペットボトル」などに
分けて出します

＼ごみを分けないと／

- ・ごみを出す日を守らないと回収されません
- ・不法投棄（ルールを守らず捨てる）をすると拘禁刑（刑務所に入る）や罰金（お金を払う罰）の可能性がります



※分別アプリ「さんあ〜る」を
使しましょう。
(多言語に対応しています)



App Store
からダウンロード



GET IT ON
Google Play

03

ごみは、道や山に捨ててはいけません
外で燃やしてもいけません

＼守らないと／

- ・「不法投棄」（ルールを守らず捨てる）
や「野焼き」（ルールを守らず燃やす）
をすると拘禁刑（刑務所に入る）や罰金
（お金を払う罰）の可能性がります



04

自転車はルールを守って乗りましょう

- ・自転車に乗るときは、車が走る道の一番左側を走ります
- ・ほかの自転車の横に並んで走ってはいけません
- ・お酒を飲んだとき、自転車に乗ってはいけません
- ・信号は青色のときだけ進むことができます

＼守らないと／

- ・拘禁刑（刑務所に入る）か罰金（お金を払う罰）
の可能性がります
- ・ほかの人にケガなどをさせたら、多くのお金を
払うことがあります



01

引っ越しや住所変更のときは、市役所で手続きが必要です

- ・子育てや税金などの手続きも市役所です
 - ・生活でわからないことは、市役所の「外国人支援窓口」に何でも聞いてください
- ※最後のページを見てください



02

日本語の勉強 (べんきょう)

「つながるひろがる にほんごの暮らし」という、日本語を勉強するためのウェブサイトがあります



- ・市内のボランティア団体による日本語教室もあります
- ・詳しくは市役所の「外国人支援窓口」に相談してください

03

税金 (市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税) は、期限までに払いましょう



- ・集まった税金は、みんなの生活のために使われます
- ・税金を払わない人は、強制的に財産 (預金や不動産など) を没収 (取られる) されることがあります
- ・在留資格の更新ができません
- ・病気やケガで病院に行ったときに健康保険が使えません

※健康保険は、会社で入る保険と、市役所に入る保険があるので相談してください。



共生のポイント

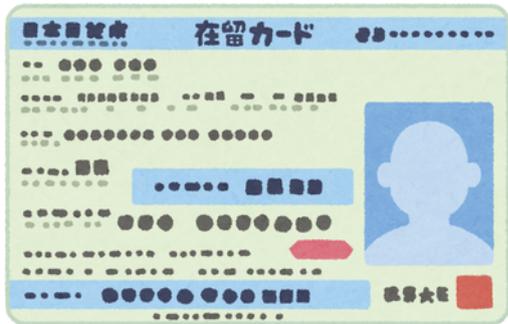
- ・わからないことは何でも聞きましょう
- ・翻訳アプリなど、便利なツールを使いましょう

04

ざいりゅう
在留カードは、いつも持っていてください

も
\ 持っていないと /

- ・警察官などに見せることができないと、拘禁刑（刑務所に入る）か、罰金（お金を払う罰）の可能性が
あります
- ・在留期限が切れたら、日本にいることはできません



05

じこ じけん けいさつ ばん
事故や事件のときは、警察「110番」に
かなら でんわ
必ず電話をしてください

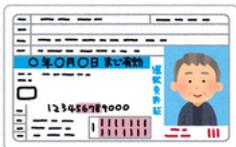
じこ じけん
\ 事故や事件にあったときは /

- ・交通事故の時は、「事故です」と言います
- ・いつ、どこで、何があったのか、あなたの名前や電話番号などを言います
- ・ケガ人がいるときは「119番」に電話して救急車を呼んでください



06

くるま うんてん うんてんめんきよ ひつよう
車やオートバイを運転するときは、運転免許が必要です



うんてん
\ 運転するときは /

- ・免許がなかったり、アルコールを飲んで運転をすると逮捕（警察に捕まる）され、拘禁刑（刑務所に入る）か、罰金（お金を払う罰）の可能性が
あります
- ・日本の交通ルールを学んでください（標識など）
- ・人や自転車の近くではゆっくり走ります

うんてん かなら じどうしゃほけん はい
※運転するときは必ず自動車保険に入ってください。



ぼうはん
防犯のポイント

- ・出かけるときは、家の窓やドアにカギをかけましょう
- ・車やオートバイ、自転車を停めたときは必ずカギをかけましょう

01

いんしょくてん (レストラン) や自動車売買などの事業 (ビジネス) を始めるときは、いろいろな許可が必要です

事業 (ビジネス) を始めるには

- ・ 食べ物や飲み物を出すお店は、千葉県の許可が必要です
- ・ 自動車などを買ったり、売ったりするときは、警察の許可が必要です
- ・ 許可をもらわないで事業 (ビジネス) を始めると、拘禁刑 (刑務所に入る) か、罰金 (お金を払う罰) の可能性があります

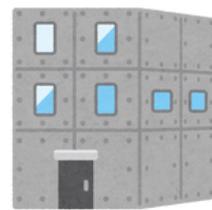


02

建物 (店・家・倉庫など) を建てる時は、許可が必要です

建物を建てる時は

- ・ 建物を広くしたり、使い方を変わるときも、許可が必要です
- ・ わからないことは、市役所や千葉県に相談してください
- ・ 許可をもらわない場合は、拘禁刑 (刑務所に入る) か、罰金 (お金を払う罰) の可能性があります



03

アパートは、借りている人 (契約している人) だけが住むことができます

アパートに住むときは

- ・ 大家さん (アパートのオーナー) に契約内容を確認しましょう
- ・ ほかに人に貸すことはできません
- ・ みんなで使うところ (通路や階段など) に、物を置いてはいけません
- ・ 引っ越しする時は契約をやめる手続きをして、きれいに返します



とみさとし あんしん
富里市で安心して
生活するために
ルールやマナーは
必ず守ってください!



とみさとしがいこくじんしえんまどぐち

富里市外国人支援窓口

Tomisato City Foreigner Support Desk



富里市では、外国人市民の日常生活について、困っていることの相談や、役立つ情報を案内する窓口があります。

困ったことや、わからないことがあったら、気軽に相談してください。

■開設日時 (Time)

月～金曜日

(Monday-Friday)

9:00～17:00

※土・日・祝日・12/29～1/3を除く

(Except Saturday, Sunday and National Holidays)

■場所 (Place)

市役所本庁舎北棟1階

(City Hall Main Building,
North Wing, 1st Floor)

～千葉県外国人相談～

千葉県では、電話相談窓口も設置しているの、ご利用ください

043-297-2966

■開設時間

月～金曜日

(Monday-Friday)

9:00～12:00/13:00～16:00

※土・日・祝日・12/29～1/3を除く

(Except Saturday, Sunday and National Holidays)



～情報を確認するなら～



富里市役所
市内の情報を、言語を選択して
閲覧できます。



出入国在留管理庁
生活・就労に関する詳細なガイド
ブックが閲覧できます。



ハローちば (千葉県)
外国人向けの生活に関するガイド
ブックが閲覧できます。



～ルールを守って安心な生活を～

Tomisato City Hall

www.city.tomisato.lg.jp/

2025年7月 作成